平成２８年（フ）第４９９号
名古屋市守山区喜多山２丁目31番23号　ロワールパーク302号、従前の住所名古屋市守山区苗代１丁目12番18号　ファミリアーレ小幡苗代703号
債務者　甲斐　宗房
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７号
兵庫県宍粟市山崎町門前109番地
債務者　柳田　正人
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第２２号
兵庫県宍粟市山崎町上寺22番地４
債務者　小谷　史枝
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第６５号
大分市田中町11－５　竹光ビルＮｏ２の201、住民票上の住所大分市大字畑中607番地の２（第２森ビル301）
債務者　工藤紗耶華
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６９号
鹿児島県鹿児島市原良６丁目12番８号（ＮＡＫＡＭＡ　Ｂ．Ｌ．ＤⅡ　103号）
債務者　橋口　公一
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第７０号
佐賀県鳥栖市弥生が丘１丁目39番地　サンハイムⅠ101
債務者　塚田　美佐
1　決定年月日時　平成28年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８０号
佐賀市川副町大字早津江56番地１　サンハウス上早３　203号
債務者　遠藤　隆弘
1　決定年月日時　平成28年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８２号
佐賀市多布施４丁目17番413号　多布施第二団地
債務者　筑島美津子
1　決定年月日時　平成28年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８５号
佐賀市光１丁目３番19号
債務者　小柳　直美
1　決定年月日時　平成28年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１８０号
神奈川県厚木市みはる野１丁目27番４号
債務者　藤田のどか
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２０８号
神奈川県小田原市久野282番地の１　スィプレ・M303
債務者　石村喜一郎
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１４４号
熊本市東区長嶺南７丁目24番63－103号　コーポ長嶺、前住所熊本県山鹿市久原5728番地１　久原団地２－23－６号室
債務者　馬﨑　美里（旧姓古家）
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１６３号
熊本市中央区神水１丁目13番25号　コート神水１－202号
債務者　志垣里栄子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１６９号
熊本市中央区新屋敷２丁目９番19号　小山アパート５号、前住所熊本市東区新南部３丁目５番14号
債務者　早川　赫子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２９４６号
東京都練馬区光が丘２丁目７－４－905
債務者　堀越　弘美
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３００７号
東京都中野区東中野４丁目12－15　ルースト　ＭＫⅡヴィレッヂ103
債務者　南　　達也
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部